

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)		
地域名 (地域内農業集落名)	城北・城南地区 (野村寺)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)		

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者や担い手不足も深刻化している。さらに獣害による被害が多く耕作意欲が減退している。国の多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し農用地補保全等に取り組んでいるが、遊休農地の増加が懸念される。今後、耕作意欲のある担い手や新規就農者を募っていく必要性が高い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

栽培作物については、水稻や一般野菜の栽培を行う。
今後も国の多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域全体で農地の保全等に努める。
また、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者、拡大意欲のある担い手を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を利用して耕作意欲のある者や新規就農者への集約化を進める。特に地域内の優良農地については耕作放棄としないよう努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
今後大規模な整備予定はなし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
土地所有者の意向を把握し、地区外から担い手を募集し担い手の確保・育成に努める。 地域としても新規就農等への受入態勢を整える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため稲作作業は大規模農家へ委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①頻繁に有害鳥獣が出没するため、檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。
⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。